

令和7年度 第1回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和7年4月15日(火)午後2時00分～3時40分
- 2 場 所 市役所本庁2階 視聴覚室
- 3 出席者

農業委員 出席委員(15名)、欠席委員(0名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三 宮 憲 治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安 藤 大 作	○	11	衛 藤 英 教	○
	2	後 藤 綾 子	○	7	山 崎 淳 三	○	12	小 野 末 芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣 瀬 正 雄	○	13	志 賀 義 和	○
	4	後 藤 栄 治	○	9	渡 邊 丸 美	○	14	三 代 忠 佑	○
	5	小 野 不 二 夫	○	10	衛 藤 講 治	○			

農業委員会事務局職員等(5名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(4名)、農業振興課(1名)

- 4 議事録署名委員の指名 3 番 橋本 みゆき 4 番 後藤 栄治

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 報告第2号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

- (1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について
- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第5号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- (7) 議案第7号 農業委員会による最適化活動の推進等について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は 15 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程 1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。
3 番委員、4 番委員

日程 3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 2 号 農地所有適格法人の要件審査について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4

議事

◆議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、
農用地利用集積等促進計画(案)について

議 長	本件について、提出者の説明を求めます。
(農業振興課)	(資料に基づき説明)
議 長	提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。
	《意見・質疑なし》
	無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について」は「意見なし」として市に報告します。
	<u>◆議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について</u>
	本件について、提出者の説明を求めます。
(農業振興課)	(資料に基づき説明)
議 長	提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。
	《意見・質疑なし》
	無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について」は「意見なし」として市に報告します。
	(農業振興課職員 退席)
	<u>◆議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</u>
	本件について、事務局の説明を求めます。
(事務局)	(資料に基づき説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
	ここで、番号 1 番から 5 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。 番号 1 番と 2 番の案件を 12 番委員に、番号 3 番の案件を 10 番委員に、番号 4 番の案件を 9 番委員に、番号 5 番の案件を 11 番委員にお願いします。
12 番委員 10 番委員 9 番委員 11 番委員	(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。
議 長	地区審査会の報告が終わりました。 議案第 3 号の 5 案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号の5案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第3号の5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から3番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を12番委員に、番号2番の案件を9番委員に、番号3番の案件を7番委員にお願いします。

12番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
9番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。
7番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第4号の3案件についてこれより質疑を許可します。

4番委員 番号2番の案件について、テニスコートがすぐ近くにある。太陽光パネルを設置した際に眩しいという懸念はないでしょうか。

議長 太陽の照射角度の関係については、太陽光パネルの面がテニスコートから見えない構造になるので問題ないと思います。
近隣の方からも同意をいただいていることを確認しています。

12番委員 私の認識では、太陽光発電システムは原野や山間部にのみ設置出来ると思っていました。今回の案件のように農地に設置することは可能ですか。

議長 本件について、事務局からの説明を求めます。

事務局長 基本的に農地に太陽光発電システムを設置することは不可ですが、本案件については第2種農地ということで、今回はやむなく許可することとなりました。

13番委員 1番の案件について、地域の活性化に繋がることから、補助金等の行政支援は考えていないのか。

議長 本件について、事務局からの説明を求めます。

事務局長 「行政が関与すると自由度が狭まるので、行政の支援を受けずに進めていきたい。」という本人の意向がありました。

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号の3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第4号の3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第5号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から7番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番から4番の案件を2番委員に、番号5番から7番の案件を10番委員にお願いします。

2番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
10番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第5号の7案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号の7案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第5号の7案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第5号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第7号 農業委員会による最適化活動の推進等について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第7号 農業委員会による最適化活動の推進等について」は、原案のとおり決定されました。

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 本件について、ご意見はございませんか。

6番委員 現在、認定農業者の会が各町にありますが、毎年数名ずつ脱退するなど組織運営に苦慮しております。認定農業者の会は、農業者間の交流の場になっているので、組織を大事にしていきたい。

しかし、現状、補助金交付を受ける目的で認定農業者になり、組織に属さない例があると私は思います。

5番委員 認定農業者の会の副会長をしておりますので、次回の役員会で6番委員の意見を伝えておきます。

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和7年度第1回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。